解散公告（第三回）

当法人は、教会総会の決議及び東京都知事の認可により平成二十二年十一月二日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十二月九日

東京都江東区南砂三丁目一〇番八号

宗教法人日本基督教団其枝教会

清算人　倉橋　康夫

配当公告

富山市横内四九一番地の一

破産者　富士線管設備株式会社

右の者に対する富山地方裁判所平成二十一年（フ）第三三一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三〇九、八九六、八七六円

（内優先債権額　金七、七九五、九三〇円）

一、配当することのできる金額

金二八、〇七四、八五〇円

（内優先債権額　金七、七九五、九三〇円）

平成二十二年十二月九日

富山市磯部町二丁目三番二六号

破産管財人　栗本　正貴

配当公告

富山県射水市戸破三四六三番地の一

破産者　株式会社大橋建設

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十二年（フ）第七二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一四六、七八一、九〇九円

一、配当することのできる金額

金二〇、四九〇、〇八一円

平成二十二年十二月九日

富山市根塚町三丁目三番地の一二根塚町ビル二階

破産管財人　山本　直俊

配当公告

福岡市西区大字千里二九二番地の三

破産者　三島産業株式会社

右の者に対する福岡地方裁判所平成十九年（フ）第三五九八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、三〇八、八六〇、六七六円

一、配当することのできる金額

金一八五、二五八、四二七円

平成二十二年十二月九日

福岡市中央区大名二丁目四番三〇号西鉄赤坂ビル八階

破産管財人　大神　昌憲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市田名部町一四四番地、最後の住所青森県むつ市緑ヶ丘九番二号

被相続人　亡　鴫原　薫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

青森市本町一丁目二番二〇号青森柳町ビル九階　石橋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　田村　良

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県沼田市利根町追貝八八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　星野久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

群馬県高崎市問屋町一丁目四番地一センチュリー高崎問屋町七〇八号

相続財産管理人　井坂　和広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市中里一三六九番地、最後の住所千葉県野田市中里一三六九番地の一

被相続人　亡　九月女正男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

事務所千葉県柏市柏四―一一―一七森田ビル二階柏綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山川　彩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市西区赤門町二丁目二八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　関野　政章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

神奈川県藤沢市高倉五七三番地の一七

相続財産管理人　酒井　量三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県越前市家久町第八八号五番地、最後の住所福井県越前市西谷町第一五号九番地の一太子園　被相続人　亡　齋藤　一正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

福井県越前市蓬莱町六番二四号

相続財産管理人　弁護士　山本晋太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市北野町旭四一番地、最後の住所愛知県江南市尾崎町河原一一〇番地四

被相続人　亡　杉本　安宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目一七番六号ナカトウ丸の内ビル八G成田・長谷川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市道泉町六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　眞理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

事務所愛知県東海市高横須賀町公家二五番地の二

相続財産管理人　村瀬　銀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県瀬戸市道泉町六三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　加藤　眞理

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

愛知県名古屋市中区丸の内三―一七―六ナカトウ丸の内ビル八G成田・長谷川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多郡新知村三二八番戸、最後の住所不明　被相続人　亡　高橋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年十二月九日

事務所愛知県東海市高横須賀町公家二五番地の二

相続財産管理人　村瀬　銀一

第12期決算公告

平成22年12月9日　東京都品川区大崎一丁目5番1号

サイトサポート・インスティテュート株式会社

代表取締役　安田　利正

貸借対照表の要旨（平成22年9月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,786	流動負債	1,393
固定資産	715	固定負債	299
		負債合計	1,692
		株主資本	3,808
		資本金	99
		資本剰余金	1,792
		資本準備金	1,632
		その他資本剰余金	160
		利益剰余金	1,917
		利益準備金	0
		その他利益剰余金	1,916
		（うち当期純利益）	(557)
		純資産合計	3,808
資産合計	5,501	負債・純資産合計	5,501